

京都市消防局訓令甲第6号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

本則の表3の項中「隊長」の右に「，消防広域対策官」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)